

令和8年7月滋賀県甲賀市の土砂崩れに係る 滋賀県災害対策本部 第4回本部員会議

8月21日現在
※当データは速報値であるため、変更する可能性あり。

【日 時】 令和8年8月25日（火）

県政経営会議終了後 15分程度

【場 所】 滋賀県危機管理センター2階 災害対策本部室

WEB開催

【次 第】

1 開 会

2 避難の状況

3 復旧に向けた県等の対応状況

4 本部長指示

5 閉 会

避難の状況

避難の状況

- 1 避難対象地区： 信楽町長野区（ハイランド地区）
 - ・ 15世帯46名（レベル4 避難指示）
 - ・ 10世帯22名（レベル3 高齢者等避難）
- 2 避難所開設状況： 信楽地域市民センターを開設中
避難者： なし
- 3 避難所以外の避難： 9世帯29名（8月21日現在）



県土整備部報告

○技術職員の派遣（7/22～ 道路保全課 1名 → 8/18～ 流域政策局 1名）

＜派遣の目的＞

災害復旧事業※の採択に向けた技術的支援・助言

※公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基づく災害復旧事業

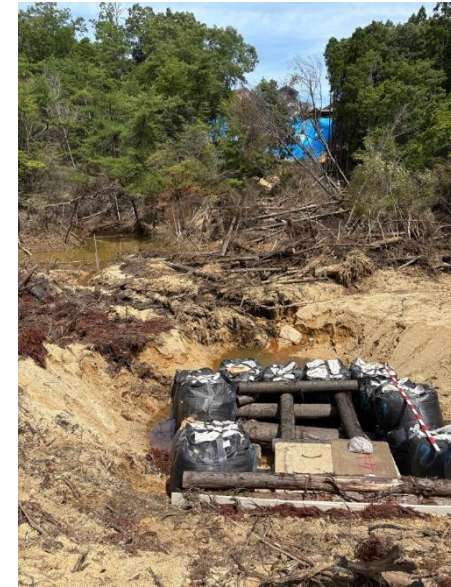
＜これまでの取組内容＞

- ・道路防災ドクターとの調整
- ・設計に向けた土質調査の調整
- ・関係機関との協議において技術支援
- ・調整池ポンプ排水状況の確認 など

○【参考】甲賀市における取組の状況

- ・7/22～ 10地点の変位観測を開始
- ・7/23～ 土質調査（ボーリング）開始
- ・8/8 ～ 地下水位、孔内歪み観測を開始
- ・10月末まで 観測・調査の完了（予定）
- ・12月末まで 設計の完了（予定）

※今後の天候や、調査結果等により観測・調査期間が延びる場合があります。



閉塞した調整池の排水機能を回復



地下水位、孔内歪み観測状況

交通まちづくり部報告

○盛土造成地緊急調査の報告

● 調査概要

- ・ 場所：法面崩壊地周辺の盛土造成地 5 箇所の調査
- ・ 調査日：7月24日(金)
- ・ 調査方法：ドローン測量 過去(約5年前)の測量データと比較

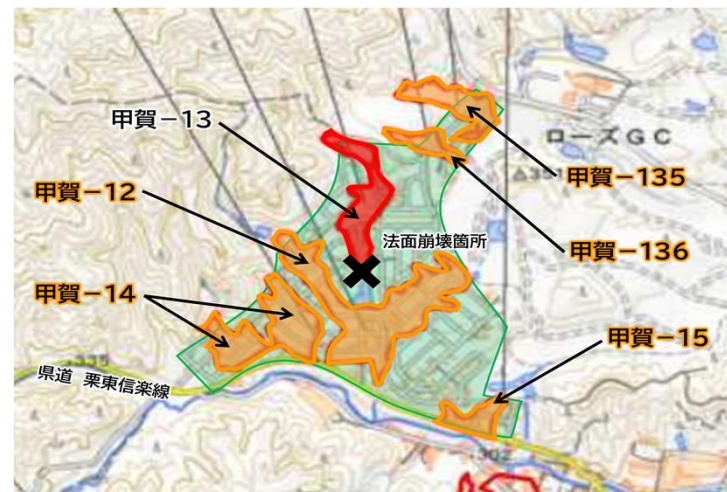
● 調査結果（速報）

- ・ データ分析の結果、表面の大きな変状は認められなかった。
- ・ 今後も、市に対し盛土造成地の情報や国の支援内容等に関する情報提供を行う。

(参考) 7月17日の調査概要

- ・ 場所：法面崩壊のあった盛土造成地
- ・ 調査方法：ドローン測量
- ・ 調査結果：盛土末端部のみの崩壊で、その他は盛土表面の大きな変状は認められなかった。

箇所図



～凡例～

- 紫香楽ハイランド団地
- 7月24日調査箇所
(甲賀-12、14、15、135、136)
- 7月17日調査箇所
(甲賀-13)

災害救助法に基づく救助の実施状況について

1 救助実施内容

ア 避難所の設置

信楽地域市民センター 1 か所 開設

イ 応急仮設住宅の供与

- ・住民意向調査（住まい、避難の意向、健康状態等）
- ・住宅斡旋希望者への物件紹介（公営住宅6件、賃貸型応急住宅30件）
- ・8月上旬より順次、入居・契約を進めている

現在、8世帯に入居決定・鍵渡しを行い、うち2世帯は入居済

2 今後の見通し・スケジュール

ア 避難所の設置

継続

イ 応急仮設住宅の供与

継続（現時点で移転希望を出していない世帯を含め、避難対象世帯への物件紹介）

	7月	8月		
	下旬	上旬	中旬	下旬
公営住宅	希望者内見	申込・決定	入	居
賃貸型応急住宅	希望者内見	申込・決定・契約		入居

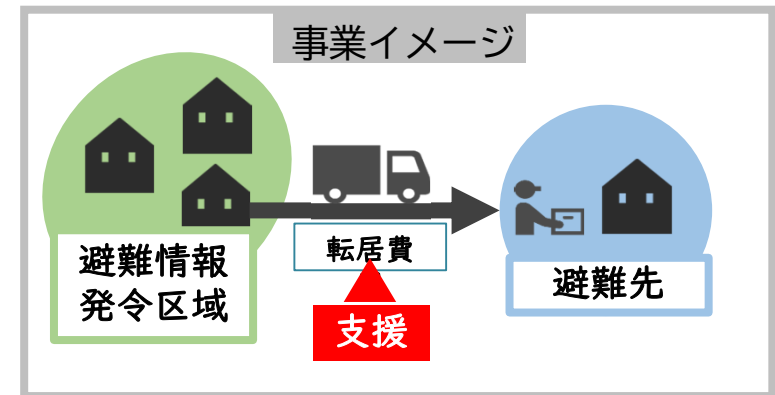
※ 申込時期等により
入居時期は異なる。

その他被災者に対する支援について

1 転居費用支援補助金【県・市】

- 災害救助法の救助主体である県と、避難指示の発令主体である甲賀市が**連携**して、避難情報発令区域からの**避難を促進**するための**転居費用にかかる支援**を行うもの。
- 被災者が応急的な住まいへ転居する際に引越業者等へ支払った転居費用の実費を補助する。

補助対象経費	転居費用に対して市が補助した額
交付額	市が補助した額の 1 / 2
対象世帯	25世帯
上限	1人～3人世帯 15万円 4人以上の世帯 20万円
予算	2,025千円



2 災害義援金【県・市】

被災された方を支援するため「令和8年7月滋賀県甲賀市の土砂崩れ災害義援金」の募集を開始

- 期間 令和8年8月10日～令和9年1月29日
- 受付 銀行振込または持参

3 こうか避難生活支援金【市】

- 避難情報発令区域から避難された世帯に対し、避難に伴い生じる生活費用全般として1世帯あたり一律50万円を支援する。

4 防犯支援（警報システム設置）【市】

- 避難に伴う住宅の防犯対策として、市が警報システムを設置し、月額費用を負担する。

本部長確認

本部長確認

本部長指示

本部長メッセージ